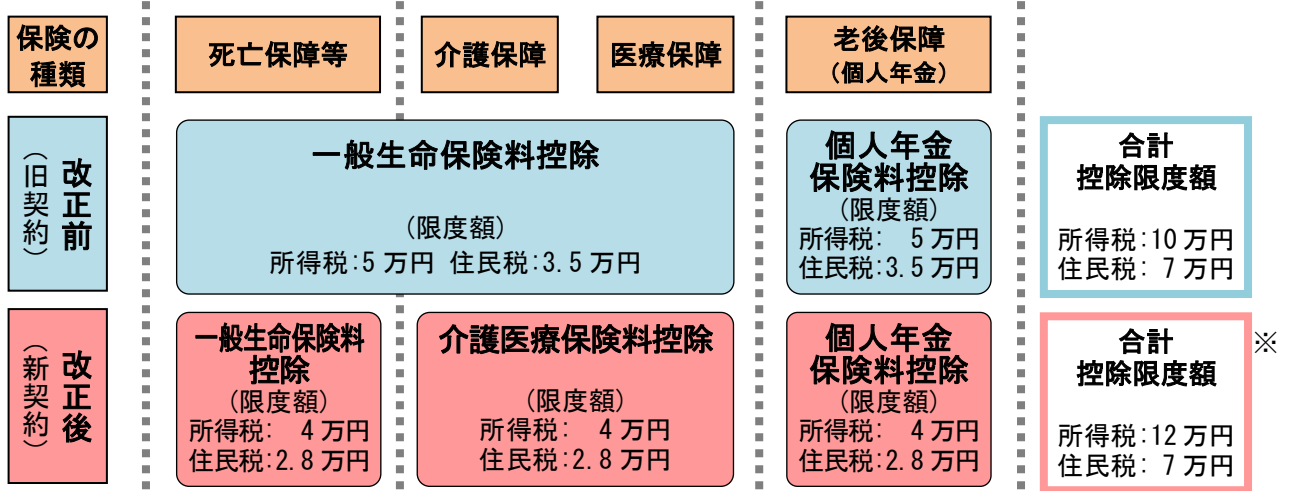


生命保険料控除の見直しの概要

平成24年分の所得税および平成25年度の個人市・府民税から次のとおり改正されます。

- 平成24年1月1日以後に契約締結した介護保障・医療保障の保険について、新たに介護医療保険料控除が創設されます。
 - 平成24年1月1日以後に契約締結した保険(新契約)について、控除額(限度額)が次の表のとおり変更されます。
- (注)平成23年12月31日以前に契約締結した保険(旧契約)は、従前の控除額(限度額)が適用されます。

【改正概要のイメージ】



※住民税の合計控除限度額は変更されません。

【改正前後の控除額(限度額)】

	改正前(旧契約) (平成23年12月31日以前の契約締結分)		改正後(新契約) (平成24年1月1日以後の契約締結分)	
	支払保険料額	控除額	支払保険料額	控除額
(平成25年度から) 住民税	15,000円以下	支払保険料の金額	12,000円以下	支払保険料の金額
	15,001円以上 40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	12,001円以上 32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
	40,001円以上 70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	32,001円以上 56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
	70,001円以上	35,000円(限度額)	56,001円以上	28,000円(限度額)
	一般生命保険料分・個人年金保険料分の保険料区分ごとにそれぞれ上記により計算(合計限度額:70,000円)		一般生命保険料分・個人年金保険料分・介護医療保険料分の保険料区分ごとにそれぞれ上記により計算(合計限度額:70,000円)	
(注)旧契約・新契約両方の保険料がある場合は、それぞれ上記により計算し、すべての控除額の合計限度額は70,000円となります。				
(平成24年分から) 所得税	25,000円以下	支払保険料の金額	20,000円以下	支払保険料の金額
	25,001円以上 50,000円以下	支払保険料×1/2+12,500円	20,001円以上 40,000円以下	支払保険料×1/2+10,000円
	50,001円以上 100,000円以下	支払保険料×1/4+25,000円	40,001円以上 80,000円以下	支払保険料×1/4+20,000円
	100,001円以上	50,000円(限度額)	80,001円以上	40,000円(限度額)
	一般生命保険料分・個人年金保険料分の保険料区分ごとにそれぞれ上記により計算(合計限度額:100,000円)		一般生命保険料分・個人年金保険料分・介護医療保険料分の保険料区分ごとにそれぞれ上記により計算(合計限度額:120,000円)	
(注)旧契約・新契約両方の保険料がある場合は、それぞれ上記により計算し、すべての控除額の合計限度額は120,000円となります。				

【同一の保険料区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合の計算方法】

上記の表により旧契約分・新契約分の別に控除額を計算のうえ合計した額が生命保険料控除額となります。
 この場合の各保険料区分の限度額は新契約分(住民税:28,000円、所得税:40,000円)を適用します。
 ただし、旧契約分のみで計算した方が控除額が大きくなる場合は、旧契約分のみで計算した控除額とすることができます。
 ※所得税と住民税で、それぞれ控除額が大きくなる計算方法によることができます。

【計算例】前年中の支払保険料が次の場合の住民税における生命保険料控除額の計算例

- 一般生命保険料分…旧契約:30,000円 新契約:84,000円
- 個人年金保険料分…旧契約:121,000円 新契約:28,000円
- 介護医療保険料分…新契約:12,000円

(控除額の計算方法) 保険料区分ごとに、旧契約分・新契約分の別に計算します。

- 一般生命保険料分
旧契約分:22,500円 新契約分:28,000円 合計:50,500円>28,000円(限度額) 控除額:28,000円……①
- 個人年金保険料分
旧契約分:35,000円 新契約分:20,000円 合計:55,000円>28,000円(限度額) 控除額:35,000円(※)……②
(※)旧契約分のみによる計算の方が控除額が大きくなるため、旧契約分のみで計算します。
- 介護医療保険料分
新契約分:12,000円 控除額:12,000円……③

①+②+③=75,000円>70,000円(合計限度額)

住民税の生命保険料控除額:70,000円